

衆議院議員選挙

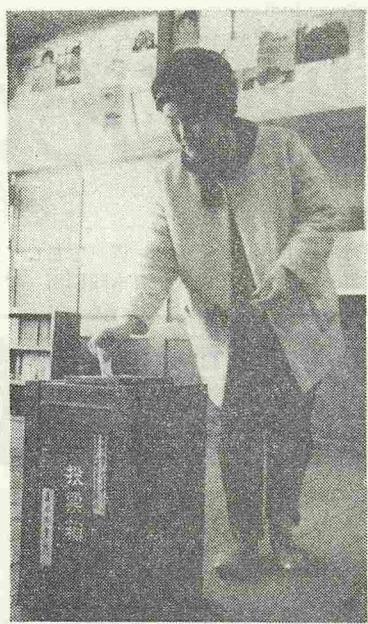
最多得票は佐々木氏

衆議院議員選挙は去る一月二十九日に行なわれたが、本町での得票順位は佐々木、鈴木、内藤、石田、山崎、三浦、沢田氏の順だった。佐々木氏は前回(三十八年十一月)同様最多得票で鈴木氏とともに上位の座を守した。

今回の選挙日当日の有権者は七千三百七十三人。前回より五百二十人多くなっている。投票

率は七九・七九% (男七九・五〇%、女八〇・〇六%) で前回を四・三三% 上回り、投票区別では大崎投票区が八三・二三% で最もよく、最底は天王投票区の七六・〇七% だった。また、今回の選挙では百五十二人が不在者投票を行ない、前回の六十八人を大幅に上回った。

一票投する有権者=追分投票所



今回の各候補の得票数

候補者氏名	党派	得票数
佐々木 義武	自 民 社	2,065 票
鈴木 一 平	民 社 会	1,347
内 藤 良 平	自 民 社	1,217
石 田 博 英	自 民 民	597
山 崎 五 郎	自 民 民	315
三 浦 雷 太 郎	共 产	192
沢 田 政 治	社 会	80

前回の各候補者の得票数

候補者氏名	党派	得票数
佐々木 義武	自 民 社	1,582 票
鈴木 一 平	民 社 会	1,054
石 山 権 作	自 民 社	1,041
石 田 博 英	自 民 民	918
三 浦 雷 太 郎	共 产	193
柳 谷 清 三 郎	自 民	164
沢 田 政 治	社 会	122

党派別の得票数、得票率

党派別	今回 (42.1.29)		前回 (38.11.21)	
	得票数	得票率	得票数	得票率
自 民 社	2,977 票	51.2%	2,664 票	52.5%
民 社 会	1,347	23.2	1,054	20.8
共 产	1,297	22.3	1,163	22.9
計	5,813	100.0	5,074	100.0

投票区別の投票率

投票区	投票率
天 江	76.07
塩 羽	83.13
大 二	79.29
出 追	83.23
第一 田	81.60
第二 田	82.05
戸 分	79.12
計	78.98
	79.79

申告期限は15日です

町民税・事業税・所得税

町税務課では、去る二月二十日から町内の各地域ごとに各町民税の所得申告についてその指導と相談に当たり、同時に納稅者皆さんから申告をしていただいています。

ご承知のとおり申告をしないでおると特別控除やその他の控除がされないので、ひじょうに不利となります。昨年は、四十分の一セントの人が「忘れた」「知らないかった」などの理由で申告をせず、課税されてから苦情を持ち込んでいました。ことしこそは全員が申告をして下さい。三月の日程は次のとおりです。

所得税も15日までに

事業税、所得税の申告期限も三月十五日となっています。まだ済んでいない人は、早目に申告してください。

「確定申告書」

は訂正できる

▽二田一区一七区(三月一日)役場。▽二田八区十一区、鶴沼台(二日)、二田公民館。▽児玉(三日)児玉公民館。▽蒲沼(三日)鎌日金太郎宅。▽下出戸(六日)下出戸公民館。▽細谷(七日)菅原鉄太郎氏宅。▽出戸開拓(七日)武田幸一氏。▽上出戸(八日)上出戸公

昭和四十年分の所得税確定申告は三月十五日で終わります。が、この期限までに提出した確定申告書にまちがいがあつたときは、「修正申告」または「更正の請求」の手続きをして、正

びに町村会発足二十周年記念式典は、二月十七日に秋田市の県上、本町の伊藤清之助総務課長と船山毅主事の二人が表彰された。伊藤課長と船山主事は昭和二十年以上にわたって地方自治の事務処理に当たってきたものである。

勤続20年で受賞

□伊藤課長と船山主事

出かせぎ者に
出かせぎに出る前に役場の企

業

画室へ出かせぎ先の住所、事業所名、期間、本人の氏名をお知りください。次の発行から無料でお送りします。

また、現在すでに出かせぎに

でいる人へ送付を希望される家族の方も同じです。

しい税額に訂正することができます。
▼申告もれがあつたときは、修正申告書を提出する。これは

(1)所得が少なくて税額に不足額があるたとき(2)純損失の金額が過大であつたとき(3)還付金額が過失であつたときなどです。税務所から更正の通知があるまでにはいつでも提出できます。早目にやらないと過少申告加算税がかかつて損です。

▼まちがつて納めすぎたときは、更正の請求をすることができます。(1)所得などの計算をまちがつて納付税額が過大であつたとき(2)還付金額が過少であつたときなどです。この更正の請求書は、五月十五日までに提出することになっています。

▼期限後の申告はできるか: 税務署から決定の通知があるまでは、いつでも提出することができます。これは確定申告をしなければならない人が、期限までに申告をしなかつた人の場合で、早目にした方が有利であることは前記同様です。その他、添付する書類やくわしいことについては税務署(電話、秋田五一一一六一)所得税係へご相談ください。

